

矢掛で

結婚なこうど人

大募集!

“結婚なこうど人”に登録して、
出会いのお手伝いをしませんか?

主人の後輩と
私の友達って
趣味が同じだし…。
気があうかも?
紹介してみよう!



俺の後輩たちと
妻の友達を呼んで
食事会でもして
みようかな?



お宅の息子さんに
ぜひ紹介したい女性
がいるのだけど
どうかしら?



こんなキッカケから2人が結婚して矢掛に住むと
1組につき**10万円の報奨金**をお支払いします。



※ 詳しくは裏面をご覧ください

矢掛町企画財政課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛3018

TEL: (0866) 82-1057

結婚なこうど人、大募集！

—◇矢掛町結婚なこうど人報奨金交付事業◇—

1. 目的

矢掛町の人口を増やすことを目的として仲人を募集します。
結婚を希望されている方々に仲人が積極的にかかわっていただくことによって、
婚姻が成立した場合に報奨金を交付します。

2. 登録期間

登録有効期間は、登録日より1年間とします。
更新を希望される場合には新たに登録手続きを行ってください。

3. 通称

「結婚なこうど人」と言います。

4. 登録できる人

矢掛町に住民票がある人

5. 登録方法

矢掛町企画財政課に備え付け、もしくは矢掛町公式ホームページに掲載の
「結婚なこうど人登録申請書」に記入・捺印の上、提出してください。

6. 報奨金額

成婚1組につき100,000円
※複数の仲人が関わっている場合は分割支給。

7. 支給要件

婚姻者が、婚姻後に矢掛町に住所を有し、引き続き2年以上定住の意思がある
結婚希望者を仲介した場合に支給対象とします。
ただし、婚姻者の三親等以内の親族である人は除きます。

8. 支給の手続き

支給対象基準日を婚姻届が受理された日とし、1ヶ月以内に「結婚なこうど人報奨
金交付申請書」及び「婚姻報告書」を矢掛町長に提出します。内容を確認し適正と
認められれば、「結婚なこうど人報奨金交付請求書」に従い報奨金を支給します。

— 矢掛町企画財政課 —

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018

TEL: (0866) 82-1057